

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2016

月刊

中小企業レポート

4

No.473

長野県中小企業団体中央会



特集1

中小企業の施策・税制改正のポイント

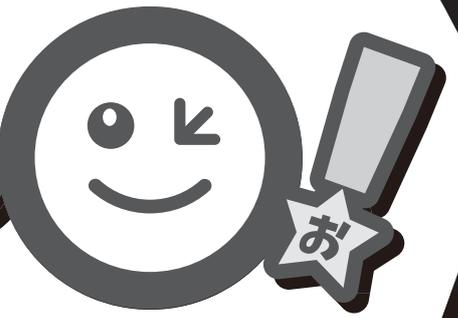
特集2

中小企業活路開拓調査・実現化事業のご案内



／けんしんフリーローン／

えらんじや



選べる3つのプランを同時審査

セレクト1

- ご利用いただける方／
満20歳以上で完済時満75歳以下の方
- お使いみち／自由(事業資金は除く)
- 融資限度額／1,000万円以下
- 融資期間／10年以内
- 金利(保証料含む)／3.5～14.5%(変動)
- 担保・保証人／原則不要
- 保証会社／全国しんくみ保証(株)
- 再保証会社／(株)オリентコーポレーション

セレクト2

- ご利用いただける方／
満20歳以上で完済時満80歳以下の方
- お使いみち／自由(事業資金は除く)
- 融資限度額／500万円以下
- 融資期間／10年以内
- 金利(保証料含む)／5.0～14.5%(固定)
- 担保・保証人／不要
- 保証会社／(株)クレディセゾン

セレクト3

- ご利用いただける方／
満20歳以上で完済時満75歳以下の方
- お使いみち／自由(事業資金は除く)
- 融資限度額／500万円以下
- 融資期間／7年以内(300万円以下)
10年以内(301万円以上)
- 金利(保証料含む)／5.4～14.5%(固定)
- 担保・保証人／不要
- 保証会社／(株)ジェーシービー

※店頭またはホームページでご返済額を試算いただけます。※金利は金融情勢により変更となる場合があります。※審査の結果、ご融資できない場合がございます。

●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



THE NAGANO-KEN SHINKUMI BANK

長野県信用組合 **けんしん**

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2016

4

No.473

- 2 特集1
中小企業の施策・税制改正のポイント
- 8 特集2
中小企業活路開拓調査・
実現化事業のご案内
- 10 信州の100年企業
マルマン株式会社（飯田市）
- 14 全中インフォメーション
- 16 好機逸すべからず
株式会社ライト光機製作所（諏訪市）
コトヒラ工業株式会社（東御市）



《飯田大火前のマルマン店舗》

昭和22年4月に起きた飯田市の大火は、城下町として栄えていた飯田市中心部の7割を焼き尽くす被害を出しました。大火の教訓として防火帯道路が整備され、現在はリング並木として、市民の憩いの場として親しまれています。

中小企業の施策・税制改正のポイント

1. 中小企業の生産性向上の支援

☆ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 1,020.5億円

●試作品やサービスの開発、生産工程の改善のための設備投資を支援します。

- ①機械設備の取得費用などを補助します（一般型）。1件あたり1,000万円上限（補助率：2/3）
- ②複数の事業者が共同して取り組む場合は、補助上限額の引上げ。最大5社までの共同体で、1事業者あたり1,000万円上限（補助率：2/3）
- ③設備投資を伴わない小規模な額での取組も補助します（小規模型）。1件あたり500万円上限（補助率：2/3）
- ④大幅な生産性向上※に取り組む場合は、補助上限額を引上げます。1件あたり3,000万円上限（補助率：2/3）※投資利益率5%以上

<窓口> 全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会

☆中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業 442.0億円

●設備ごとの省エネ効果等で簡易に申請が行える制度を創設し、高効率な省エネ設備（空調、工業炉、給湯など）への更新を支援します。

補助率：設備取得費用の1/3

<窓口> 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）

☆下請事業者の自立化・取引の適正化中小企業取引対策事業 13.9億円

●親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小により売上げが減少する下請事業者が、新分野 進出のために行う試作開発、展示会出展などの取組を支援します。1件あたり500万円上限（補助率：2/3）

●下請事業者同士が連携して行う調査研究や設備導入などを支援します。1件あたり2,000万円上限（補助率：2/3）

<窓口> 各経済産業局等

2. TPPを活用した中小企業の海外展開等の支援

☆農商工連携等による海外展開～ふるさと名物応援事業 40.0億円

●農商工連携や地域資源を活用したふるさと名物の開発等の取組を支援します。

1件あたり500万円上限（補助率：2/3）

新商品・サービスの開発のための設備や原材料費、販路開拓に向けた展示会出展費などを補助します。

<窓口> 各経済産業局等

☆JAPANブランドの育成～ふるさと名物応援事業 40.0億円

●中小企業グループによる地域産品や技術等の強みを活かしたブランド戦略の策定、戦略に基づく海外展開の取組を支援します。

①専門家への謝金、海外現地調査のための渡航費などを補助します。

1件あたり200万円上限（補助率：定額）

②新商品開発、海外展示会出展等を最大3年間支援します。

1件あたり2,000万円上限（補助率：2/3）

<窓口> 各経済産業局等

☆中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業 34.3億円

●新たに海外展開を目指す中小企業を対象に、海外展開計画の策定を支援します。

1件あたり140万円上限（補助率：2/3）

※農商工連携等によりTPP加盟国への海外展開を目指す場合は、上限を200万円とします。

●海外現地調査のための渡航費、通訳費などの補助とともに、海外ビジネスに精通した専門家が海外展開計画の実現を支援します。また、海外現地に相談窓口を設置*。パートナー企業の発掘、法務・税務・労務、拠点設立から移転・撤退までの諸手続について、海外現地事情に詳しい専門家が相談対応を行います。

※14の国・地域で20か所に中小企業海外展開現地支援プラットフォームを設置（今後も新設予定）。

<窓口> 各地のジェトロ、中小企業基盤整備機構

☆海外展開戦略等支援事業 59.9億円

●ジェトロの専門家が事業者に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から戦略策定や市場獲得までを総合的に支援します。また、経済産業省が主体となり、国、自治体、支援機関等で構成されるコンソーシアムを創設し、全国各地での相談体制の整備、強化を行います。

<窓口> 各地のジェトロ、中小企業基盤整備機構

3. 小規模事業者の持続的発展の支援

☆小規模事業者支援パッケージ事業（持続化補助金等）100.0億円

●小規模事業者*が、商工会・商工会議所と一体となって実施する販路開拓の取組を支援します（持続化補助金）。1件あたり50万円上限（補助率：2/3）

※従業員数が20名以下、商業・サービス業は5名以下

販路開拓用のチラシ作成、商品パッケージ制作、集客力を高めるための設備導入などの費用を補助します。雇用者の増加や買物弱者対策、海外展開に取り組む場合、1件あたりの上限額が100万円となります。

<窓口> 各地の商工会、商工会議所

4. 地域経済の活性化・新陳代謝の促進

☆中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）59.7億円

- 中小企業・小規模事業者が抱える販路拡大、経営革新、資金繰りなどの様々な経営課題について、全国のよろず支援拠点で相談を受けることができ、経営診断や技能指導等の専門家の派遣を受け、**3回まで無料**でアドバイスを受けることができます。

<窓口> 中小企業庁 経営支援課

☆中小企業・小規模事業者人材対策事業 18.1億円

- 若者・女性・シニア等多様な人材を発掘し、地域中小企業への紹介、定着を支援します。地域の実情に応じ、企業向け・人材向けセミナー、合同就職説明会、社員の定着に向けた研修等を行います。また、以下の厚生労働省の関係施策とも連携し、支援を行います。

- ①職場定着支援助成金 雇用管理改善につながる制度の導入・実施により従業員の職場定着に取り組む事業主等への支援について、支給対象分野の拡大*等を行います。

※健康・環境・農林漁業分野等に限定していた支給対象分野をすべての分野に拡大

- ②両立支援等助成金 育児休業取得者の代替要員の確保等を行う中小企業への支援について、支給額の増加*等を行います。

※代替要員確保コースの支給額について1人あたり30万円から50万円に増加

<窓口> 中小企業庁 経営支援課

☆地域・まちなか商業活性化支援事業 30.3億円

- 商店街や中心市街地において、商業施設等の整備、買物弱者サービスや子育て・高齢者支援サービスの提供、外国人観光客の消費取り込みなどの取組を支援します。（補助率：2/3、1/2）

<窓口> 各経済産業局等

☆地域創業促進支援事業 8.5億円

- 若者や女性など創業を目指す方の店舗借入費や設備導入費などの創業費用を支援します*。1件あたり200万円上限（補助率：2/3）

事業承継を契機に、新分野に挑戦する第二創業者の在庫処分費や解体費などの廃業コストなどを支援します*。1件あたり1,000万円上限（補助率：2/3）

※産業競争力強化法に基づく認定市区町村から創業支援を受ける中小企業が対象です。

<窓口> 公募にて決定致します。決定次第、ミラサポ等でお知らせします。

☆地域中核企業創出・支援事業 20.5億円

- 地域経済の活性化のため、地域を牽引する企業（＝地域中核企業）候補の成長のための体制整備や、地域中核企業の更なる成長を実現するための事業化戦略の立案や販路開拓等の取組を支援します。

- ① 支援人材の人脈等を活用して、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取組を支援し、その成長に資するよう、外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのマッチングによる体制整備等を支援します。
 - ② 支援人材のノウハウ等を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、新事業展開に向けた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援します。
- <窓口> 地域経済産業グループ 立地環境整備課

5. 事業環境の整備

☆中小企業・小規模事業者への資金繰り支援 966.2億円

- 日本政策金融公庫や商工中金が、新事業や海外展開等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して低利による資金供給を行うとともに、生産性向上に向けた取組に対する資金供給の円滑化、災害等が起きた際の円滑な資金繰りを支援します。
- 信用保証協会が、金融機関による融資に対して保証を行い、中小企業・小規模事業者の円滑な資金供給を支援します。

※拡充・創設する主な制度

- ・ まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度
- ・ ソーシャルビジネス支援資金（国民生活事業のみ）
- ・ 海外展開・事業再編資金
- ・ 企業活力強化資金
- ・ 事業承継・集約・活性化支援資金
- ・ 借換保証
- ・ 信用保証協会による積極的な経営支援

<窓口> 各地の政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工中金等）、信用保証協会

☆消費税軽減税率対策予算 995.8億円<平成27年度予備費> 170.0億円

- 消費税軽減税率制度の導入に伴い、複数税率に対応した区分経理等を行う必要のある事業者に対して支援を行います。
 - ① 複数税率に対応するための新たなレジの導入を支援します。1件あたり20万円（補助率：2/3 ※ 3万円未満のレジ購入の場合は3/4）
 - ② 複数税率に対応するための受発注システムの改修を支援します。1件あたり1,000万円（補助率：2/3）（小売事業者）、1件あたり150万円（補助率：2/3）（卸売り事業者等）
- また、中小企業団体等を通じて、制度の周知や窓口相談対応等を行い、消費税軽減税率制度の円滑な実施に向けて、きめ細かい支援を行います。

<窓口> 中小企業庁 財務課

※施策補助金額は予算総額のため、変動することがあります。

6. 税制改正で事業活動を後押し

☆新たに取得する機械装置の固定資産税の軽減（新設）

- 中小企業が生産性を高める機械装置を新たに取得した場合の固定資産税（1.4%）を3年間にわたって1/2に軽減します。

法の認定計画に基づき取得する機械装置（新品）が対象となります。

（適用期限：平成30年度末までの投資）

H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
取得		特例	→		
	取得		特例	→	
		取得		特例	→

☆少額の減価償却資産の取得価額の損金に算入（延長）

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

- 従業員1,000人以下の中小企業が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計額300万円を限度に全額損金算入（即時償却）できます。例えば、マイナンバー制度への対応のため、パソコンや金庫、ソフトウェアなどを取得した場合にも利用できます。（適用期限：平成29年度末まで）

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 （即時償却）	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却（注） （残存価額なし）	本則
	10万円未満	全額損金算入 （即時償却）	

（注）20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

☆減価償却方法の見直し

- 今後新規に取得する建物付属設備、構築物の減価償却方法を定額法に一本化。

減価償却制度とは、建物や機械装置等の減価償却資産の取得に要した金額を、一定の減価償却方法（定額法・定率法）により、各年度に費用配分する制度です。

- 投資拡大に悪影響の少ない建物附属設備・構築物に限定し、減価償却方法を定額法に一本化。

	改正前	改正後
建物付属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
鉱業用減価償却資産 （建物・建物附属設備及び構築物に限る）	定率法	定額法・生産高比例法

☆中小法人の交際費課税の特例

- 交際費等の800万円までの損金算入、又は、接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用することができます。(適用期限：平成29年度末まで)



※「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出です。

☆法人税－法人実効税率の引下げ

- 平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%まで税率引下げを決定。
- 財源は、経済に悪影響の少ないものに絞って対応。

平成30年度には、ドイツ並みの水準を実現

- ①研究開発税制を堅持
- ②減価償却制度の定額法への一本化は、投資拡大に悪影響の少ない建物附属設備・構築物に限定
- ③設備投資減税は、縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を後押し（「やるなら今でしょ」）
- ④外形標準課税の拡大は、中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保－中小企業に対する外形標準課税は、引続き「慎重に検討」を行うこととする。
- ⑤繰越欠損金の控除上限の引下げは、総枠を維持しつつ縮減を3年刻みに延長し、激変緩和を強化

	現 行	平成28年度
中小企業等 (資本金1億円以下) 年800万円以下の所得金額	15% 租税特別措置法における 軽減税率適用中	15% 租税特別措置法における 軽減税率適用中
中小企業等 (資本金1億円以下) 年800万円超の所得金額	23.9%	23.4%
国の法人税	23.9%	23.4%

中小企業の施策・税制改正制度についての詳細や各種ご相談は本会及び各事務所・分室へお気軽にお問い合わせください。

中小企業連携グループの“一歩その先”を応援！ ～中小企業活路開拓調査・実現化事業～

新たな活路の開拓をはじめ、単独では解決困難なテーマ（生産性の向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化の促進、技術・技能の継承等）について中小企業連携グループが、改善・解決を目指すプロジェクトを支援します。

◆プロジェクト支援のポイント◆

1. 中小企業連携グループのアイデア・取組みを支援！（6/10補助）

- ★主役は、中小企業組合等を中心とした中小企業の連携グループ。
- ★連携グループで解決したい様々な課題への取組みについて、その解決手段を幅広く支援。
- ★プロジェクトの実施は、連携グループ自体の活性化にも貢献。

2. 専門家等の活用で“一歩その先”へ！

- ★“一歩その先”へ踏み出すためには、学識経験者や専門研究機関の専門家などから「新風」を吹き込んでもらうとともに、様々なアイデアや情報を得ることが重要。
- ★プロジェクト委員会への専門家等の参画により、多様な知識に基づく助言、新たな糸口の発見が得られ、自分たちだけでは困難だった新たな活路の開拓や課題の解決を実現。

3. 中央会が親身にサポート！

- ★中小企業連携の専門支援機関である中小企業団体中央会が、プロジェクトの事前準備活動から、実施段階、実施後のフォローアップや継続活動まで親身にサポート。

◆平成28年度 ここが変わります！～主な変更点～◆

①販路拡大を幅広く支援します！

- ★展示会の開催を可能とするとともに、補助金額を引き上げます！

集客効果が高い場所で、開催時期・時間・場所・手法に工夫をこらした展示会の開催を可能とします。また、展示会等への出展及び開催ともに補助金額の上限額を5,000千円とします。

※対象となる展示会には、要件を設定しております。

②取引力強化、生産性向上を目指す大規模事業を支援します！

- ★補助金額を引き上げます！

事業終了後3年間以内に「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業については、補助金上限額を20,000千円とします。

※中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展・開催事業を除く）及び組合等情報ネットワークシステム等開発事業が対象です。

③海外展開を支援します！

- ★海外旅費の運用を弾力化します！

海外市場をターゲットとした製品開発・流通経路の確立等が必要な事業に対応し、運用を改めます。

※対象範囲は、個別に審査委員会で判断します。

◆プロジェクト支援の内容◆

中小企業組合等活路開拓事業 (展示会等出展・開催事業を含む)

中小企業連携グループが、自らまたはメンバーの新たな活路を見いだすための様々なプロジェクトを支援します。以下の類型のプロジェクトを実施することができます。

〈調査研究型〉

新分野に進出するための調査・研究、将来ビジョンの策定

〈実現化研究型〉

構想やビジョンをカタチにするため、試作開発や実証実験を通じて、実用化・具現化しようとするもの等

〈展示会等求評型〉

試作品や新製品を国内／海外の展示会等に出展、または開催して販路開拓戦略を構築するもの等

※これらの類型を組み合わせることで実施することにより、さらに効果的なものとすることも可能です。

補助金額等

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内

【補助金額】

① 中小企業組合等活路開拓事業

A型 (上限) 20,000千円

B型 (上限) 11,588千円

② 展示会等出展・開催事業

(上限) 5,000千円

※ A型は、事業終了後3年間以内に「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

◆プロジェクト支援の内容◆

組合等情報ネットワークシステム等開発事業

中小企業連携グループやメンバーの活路開拓に資する情報システム開発等に係るプロジェクトを支援します。

① 基本計画策定事業

情報ネットワークシステムを構築する前提となる組合事業等の業務分析、計画立案、RFP (提案依頼書) 策定等の調査研究のためのプロジェクト

② 情報システム構築事業

情報ネットワークシステムの構築、メンバー向け業務用アプリケーションシステムの開発、普及のためのプロジェクト

補助金額等

【補助率】 補助対象経費総額の10分の6以内

【補助金額】

A型 (上限) 20,000千円

B型 (上限) 11,588千円

※ A型は、事業終了後3年間以内に「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

●募集期間● 平成28年2月22日 (月) ～7月19日 (火)

① 第1次締切：平成28年3月22日 (火) (17時必着)

② 第2次締切：平成28年4月25日 (月) (17時必着)

③ 第3次締切：平成28年6月13日 (月) (17時必着)

④ 第4次締切：平成28年7月19日 (火) (17時必着)

※締切ごとに、審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となります。

【問い合わせ先】 長野県中小企業団体中央会支援課 TEL：026-228-1171

信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中であって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

第1回

マルマン株式会社(飯田市)

明治21年(1888年)、上飯田において創業したマルマン(株)は、時代の先頭を走るパイオニアメーカーとして業界をリードしてきました。

3代目社長の中田栄造氏は「みそ造りの神様」と呼ばれ、戦後の食糧難時代、同氏が発明した中田式みそ速醸法(特許取得:味噌作りには1年掛かるところを科学的な保温法によりわずか20日で完熟させる画期的な製法)の無償特許公開により信州味噌は全国シェアの45%を占めるまでに成長し、その功績により昭和28年、高松宮宣仁殿下の工場御視察を得、その際、殿下がお手植えされた松が現在も残されています。



主力商品

現在同社は、社員によるQC活動、5S活動を継続し、また社員の生涯幸福を実現すべく平成20年より「個人」「家庭」「会社」の3つのKと、「目標(Mark)」「管理(Management)」「意欲(Motivation)」の3つのMにちなんで名づけられた「3KM運動」に力を入れています。

～マルマンは創業以来、時代の変化に対応すべくその業務内容を変革して参りました～

主なあゆみ

- 明21(1888) 初代・中田卯蔵、二代目・中田初太郎により麴・味噌製造業を創業
- 昭19(1944) 三代目・中田栄造、中田式味噌速醸法を発明、特許を受けるも、これを全国公開
- 昭26(1951) 現在地に味噌・醤油工場を建設、丸萬醸造(株)を設立。初代社長に中田栄造就任
- 昭28(1953) 高松宮殿下の工場御視察の栄を賜わる
- 昭46(1971) 社長に中田教一就任、その後現在地に近代的味噌・果実酢工場を竣工
- 平 3(1991) 業界初の「無添加生みそ」を開発、特許・実用新案権を受けるも、これを全国公開し普及に努める
- 平 8(1996) 第2工場として、中国・内蒙古自治区に味噌合弁会社・萬佳食品有限公司を設立
- 平12(2000) 農水省規格・有機JAS認証を取得し、「有機生みそ」を発売
- 平18(2006) 品質保証の国際規格・ISO22000の認証を取得



マルマン工場全景

マルマン株式会社

飯田市大通2-217

事業内容	味噌・果実酢・発酵調味料の製造販売
創業年	1888年
創業時の屋号	中田屋味噌麴店
創業時の事業	麴・味噌製造

経済センサス

活動調査

ご回答よろしく申し上げます

経済センサス-活動調査とは

経済センサスは、事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とした調査です。

また、経済センサスは事業所・企業の基本構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の2つから成り立っています。

今回実施する「経済センサス-活動調査」は平成24年に第1回調査を実施し、今回で2回目の実施となります。

調査の期日

平成28年6月1日現在で行います。

調査の対象

全国すべての事業所・企業が対象となります。

(ただし、農林漁業等を営む個人経営の事業所、国・地方公共団体の事業所を除きます。)

調査の方法

◎調査員調査

長野県知事が任命した調査員が事業所に調査票等を配布し、オンラインによる回答又は調査票を調査員へ提出する方法により行います。

◎直轄調査

支社などがある企業等には、国が本社などに、支社分の調査票等をまとめて郵送し、オンラインによる回答又は調査票を郵送で提出する方法により行います。

調査スケジュール

5月中旬 調査対象事業所の確認、調査票記入事前依頼

5月下旬 調査対象事業所への調査票配布

6月1日以降 調査対象事業所に再訪問し、調査票の回収

※オンライン回答の期間は5月20日(金)～6月7日(火)です。 経済センサスイメージキャラクター



オンライン (インターネット) でご回答ください!

※詳細はお手元に届くオンライン調査利用ガイドをご覧ください。



政府統計

総務省・経済産業省・長野県・市町村からのお知らせです。

キャンペーンサイト <http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

県ホームページ http://www3.pref.nagano.lg.jp/tokei/0_top/main/28censuskatudo.htm

住民税の「特別徴収」への協力要請がありました

3月24日、原山隆一長野県総務部長と県市長会（三木正夫会長：須坂市長）、県町村会（藤原忠彦会長：川上村長）の担当者が本会を訪問され、長野県知事と長野県市長会会長、長野県町村会会長連名による「個人住民税の特別徴収」の要請を春日英廣会長に手渡されました。

従業員の個人住民税を給与から天引きする特別徴収制度を利用した納税者は県と77市町村あわせて70%程度であるため、県と市町村は関係団体、事業者や従業員への周知・広報をさらに深めて、平成30年度までに完全実施することを目指すと説明されました。

春日英廣会長は「税金が増えないと行政は仕事ができない。税金の確保にはできるだけ協力して行きたい」と答えました。



個人住民税の特別徴収制度は、前年1月から12月までの所得に対して課税される住民税を、会社が市町村に代わって従業員個人から徴収して納税する制度です。個人住民税の年税額を12回に分けて納税することから納付忘れを防ぐとともに、年4回で納税する普通徴収と比べても、1回あたりの負担が緩和されるというメリットがあります。会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

長野県最低賃金総合相談支援センターの開設について

最低賃金の引上げに取り組む中小企業への支援策として、長野県最低賃金総合支援センターでは、生産性向上等の経営改善と労働時間制度・賃金制度等労働条件管理に関する相談を4月1日からスタートしました。

この事業は、国（長野労働局）の委託事業（専門家派遣・相談等支援事業）として実施するもので相談に無料で応じるものです。

当センターには、コーディネーターが常駐しておりますので、お気軽にご相談ください。

1. 実施期間：平成28年 4月1日（金）～平成29年3月31日（金）
2. 開設日：月曜日～金曜日 但し年末年始（12月29日～1月3日）は除く。
3. 開設時間：8時30分～18時30分

長野県の最低賃金 時間給 **746円**
平成27年10月1日から適用

- 特定（産業別）最低賃金につきましては、最寄りの労働基準監督署又は長野労働局労働基準部賃金室（Tel.026-223-0555）又は長野労働局HPでご確認ください。
- 最低賃金引上げ支援として、「業務改善助成金」の交付制度も用意されております。詳細につきましては、当センター若しくは最寄りの労働基準監督署又は長野労働局にお問い合わせください。

なお、助成金申請先は長野労働局労働基準部賃金室です。（Tel.026-223-0555）

長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館4階
電話 (026)228-1171 担当コーディネーター：菅原 轟
フリーアクセス 0800-800-3028

支部総会の日程が決まりました

支部名	日程	時間	場所
北 信	5月 6日 (金)	16:00	中野市「魚がし」
大 北	5月10日 (火)	15:00	大田市「中心市街地多目的ホール」
上 小	5月10日 (火)	15:30	上田市「ホテル祥園」
木 曽	5月11日 (水)	15:00	木曽町「いわや」
上 伊 那	5月11日 (水)	15:30	伊那市「越後屋」
佐 久	5月11日 (水)	15:30	佐久市「一文字」
松 本	5月12日 (木)	15:00	松本市「モニターニュ松本」
長 野	5月12日 (木)	15:30	長野市「メルパーク長野」
下 伊 那	5月17日 (火)	16:00	飯田市「シルクホテル」
諏 訪	5月20日 (金)	15:30	諏訪市「浜の湯」

詳細につきましては後日ご案内いたします。

人事異動を行いました

平成28年4月1日付で人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

名 前	新	旧
西村 昌二	ものづくり事業推進部・サポーター	参事 無料職業紹介所・所長
緩詰 哲男	連携開発部・指導監兼開発課長	中信事務所・所長
畑山 佳久	東信事務所・所長	連携支援部支援課・課長
馬場 智也	中信事務所・所長	中信事務所・副所長
宮尾 久美子	連携支援部支援課・課長	総務部総務課・課長
梨田 貴之	中信事務所・副所長	連携開発部開発課・課長補佐
緩詰 和恵	東信事務所・主査	連携支援部支援課・主査
細田 拓也	連携支援部支援課・主任	連携開発部開発課・主任
新開 裕紀	連携開発部開発課・主任	中信事務所・主任
林 夏子	総務部総務課・主事	東信事務所・主事
戸谷 隆広	連携支援部支援課・主事	無料職業紹介所・主事
両角 嘉浩	南信事務所・主事 (新任)	ものづくり事業推進部・サポーター
石崎 恵美	総務部総務課・主事 (新任)	ものづくり事業推進部・パート職員
岩崎 英樹	退職 (平成28年3月31日付)	東信事務所・所長
清水 まなみ	退職 (平成28年3月31日付)	総務部総務課・主事
吉村 君子	退職 (平成28年3月31日付)	無料職業紹介所・主事
北村 保	退職 (平成28年3月31日付)	ものづくり事業推進部・サポーター

●大村会長、全国信用保証協会等代表者会合において意見陳述

3月1日、大村会長が「全国信用保証協会等代表者会合」に出席しました。

同会議は鈴木淳司経済産業副大臣、福岡資麿内閣府副大臣をはじめ関係省庁及び関係団体幹部が出席し、鈴木経済産業副大臣から、年度末の金融繁忙期において、中小・小規模事業者の資金繰りに支障を来すことのないよう、公的金融機関に対して、迅速・適切・効果的な対応を行うよう要請が行われるとともに、信用保証制度の見直しについては慎重に進めていく旨の挨拶がありました。

席上、大村会長からは、中小・小規模事業者への切れ目のない資金繰り支援とともに、生産性向上等を目的とした設備投資を後押しする、公的金融の維持・強化を要望しました。



福岡内閣府副大臣



鈴木経済産業副大臣



意見陳述を行う大村会長

●自民党「日本経済再生本部」にて内部留保の設備投資活用等について意見

2月10日、高橋専務理事は、自民党本部で開催された「日本経済再生本部」（本部長：稲田朋美政務調査会長、本部長代行：塩谷立政務調査会長代行）に出席し、党幹部国会議員等に対して、企業の内部留保の状況とその活用（設備投資、人材投資等）拡大に向けた課題等について意見を述べました。



挨拶する稲田本部長



要望する高橋専務

席上、高橋専務理事から、増産等の前向きな設備投資の動きが一部に出てきているものの、コスト高・人手不足を背景に厳しい取引状況にある各地の声を紹介し、取引条件の改善、ものづくり補助金を活用した投資意欲の喚起、共同事業を行う組合制度の活用、上乘せ措置を含めた投資促進税制の延長、留保金課税の中小企業拡大への反対など、中小・小規模事業者の収益状況改善を強力に支援する政策の必要性を訴えました。

●都道府県中央会事務局代表者会議を開催

全国中央会では、2月25日、都道府県中央会事務局代表者会議を開催しました。

本会議では、平成28年度全国中央会事業計画大綱（案）、中小企業連携組織対策推進事業等実施計画（案）及び中小企業団体中央会の活動方針等について協議されたほか、来賓として中小企業庁の横島経営支援課長、吉村財務課長にご出席を賜り、横島経営支援課長からものづくり・商業・サービス新展開支援事業をはじめ



横島経営支援課長（写真中央）

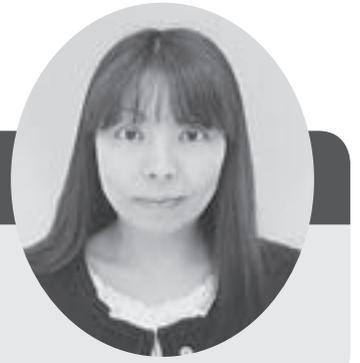
とした中小企業・小規模事業者関係予算と支援施策等について、吉村財務課長から消費税の軽減税率をはじめとした「平成28年度税制改正」についてご講話をいただきました。

（本会より佐々木専務理事が出席しました。）

How To 労務管理



特定社会保険労務士
中村 光子 氏



労働契約締結についてのポイント

新年度を迎え、労働契約を締結する機会が多い時期と思います。労働条件の明示や労働契約書は、入社後の労使間トラブルを防止する意味でも大変重要です。そこで今回と今回は、労働契約締結に関するポイントを記載します。

1. 労働契約締結の際、事業主が労働者に明示しなければならないこと

次の(1)から(13)((6)～(13)については定めがある場合)について、明示しなければなりません。さらに、(1)から(5)((4)の内、昇給に関する事項を除く。)については、書面の交付が必要です。

(1) 労働契約の期間に関する事項、(2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項、(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時点転換に関する事項、(4) 賃金(退職手当及び臨時に支払われる賃金等を除く。)の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項、(5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)、(6) 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに退職手当の支払いの時期に関する事項、(7) 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項、(8) 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項、(9) 安全及び衛生に関する事項、(10) 職業訓練に関する事項、(11) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、(12) 表彰及び制裁に関する事項、(13) 休職に関する事項

2. 労働契約の期間について

労働契約の期間については、①定めのないもの、②一定の事業の完了に必要な期間を定めるもの、③3年以内の期間によるもの(一定のものについては5年)があります。定めのない労働契約については、労働者から2週間前に事業主に通告すれば、いつでも契約を解除できますが、事業主からの一方的な解雇は、「客観的に合理的な理由を除き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効」とされています。また有期労働契約についても、反復更新し、一定期間や回数を超える場合は、一定のルールがあり、注意が必要です(今回は詳細を省略)。

3. パートタイマーに対する労働条件の明示について

パートタイマーを雇い入れる際は、通常の実示事項の他に、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口、についても文書交付等にて明示するよう、パートタイム労働法で定められています。また、実施するパートタイマーの雇用管理の改善措置の内容(賃金に関する均衡、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、通常労働者への転換措置等)についても、事業主は説明しなければならないとされています。

以上、労働契約締結の際の基本的事項について記載しました。有期労働契約の際のポイントについては次回に記載します。

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.61

株式会社ライト光機製作所（諏訪市）

世界が認める高性能双眼鏡とライフルスコープ。
今、新たな市場開拓を目指して新技術に取り組む。

スコープはノウハウのかたまりです

ハンティング、スポーツシューティングの愛好者は4,000万人、関連商品を含め3兆円の市場を持つといわれるアメリカ。ここ数年はスポーツシューティング人気急激に高まっているようです。

ライト光機は、ハンティングやスポーツシューティングに使われるライフルスコープでアメリカ市場2位（シェア20%）、日本では圧倒的なシェアを誇る光学機器メーカー。1956（昭和31）年に光学分野の金物加工、組立で創業後、後発ながら高級双眼鏡に特化した完成品メーカーとして歩み始めました。

58年にはライフルスコープの開発に着手。同社製品は精度の高さと価格の安さでアメリカ市場に浸透し、順調に売上げを伸ばします。現在、製品のほとんどすべてを顧客メーカーにOEM。オイルショックやバブル崩壊、円高など景気の波を受けながらも安定した経営を続けています。ここ10年ほどはヨーロッパ市場も開拓し、主要光学メーカーをはじめ徐々に顧客を広げています。

ライフル射撃時にライフルスコープにかかる衝撃負荷は、実に1000G。80~150点もの部品で構成されるスコープは非常に高いレベルの精度と耐久性が要求されます。同社では高級品・高性能品の製造で培ってきた技術と、熟練の職人による“匠の技”で一本一本手作り。「スコープはノウハウのかたまりです」。岩波雅富社長はそう話し、こう続けます。

「一時、中国メーカーへのシフトの動きもありましたが、中国製品は4~5年前から技術力が頭打ち。品質も向上していない。当社の高度な技術が再認識され、中国から受注が戻ってきています」

チャンスをとらえ第二の柱に

ライフルスコープ、双眼鏡で世界のトップメーカーを目指す一方、循環式水枕という新分野にも



ライフルスコープ



双眼鏡

進出。これで第27回「中小企業優秀新技術・新製品賞」奨励賞を受賞しました。

開発のきっかけは岩波社長の父親（先代社長）の病気。「脳出血で寝たきりだった時、ずっと冷えている水枕はないかと探しましたがどこにもない。数年後、本格的に開発に取り組み、冷却と温め両方の機能を持った水枕『ココミン』を発売しました」。

この技術を応用し、新たに製品化を目指しているのが、当該部位を冷却し毛細血管を縮めることで、抗がん剤治療の副作用である髪の毛や爪が抜けるのを防ぐ装置。ものづくり補助金を活用し、多様なニーズに合わせた冷却シートを内製するアルミフィルム溶着機を導入するなど、開発体制を整えました。



ココミン



高周波ウェルダー

「光学分野はガリレオ以来の古い技術ですが、やることはまだまだたくさんある。技術をとことん磨き、世界トップレベルの製品を作り続けたい。一方、水を循環させ人体を冷やす技術にもじっくりと取り組み、チャンスをとらえ第二の柱に育てたいと考えています」。岩波社長はものづくりへの熱い思いを語ります。



株式会社ライト光機製作所

代表 代表取締役社長 岩波雅富
設立 1956（昭和31）年2月
資本金 2,500万円
本社 諏訪市中洲3637



TEL0266-52-3600 FAX0266-58-5858

事業内容 ライフルスコープ、双眼鏡、望遠鏡、その他光学機器の開発製造・輸出

好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.62

コトヒラ工業株式会社（東御市）

ユニットバス、製缶・板金、自社商品の3本柱で
企画・開発・設計・量産の一貫生産体制を追究。

国内トップクラスのシェア

国内トップシェアを誇るユニットバスルームの壁・天井パネル、製缶・板金の受注生産、環境衛生分野を中心とする多彩な自社製品、コトヒラ工業が設計開発から製造まで手がける事業の3本柱です。



熱電変換モジュール耐久試験機

同社は1940（昭和15）年、東京五反田で創業。戦争激化により上田市に工場疎開し、終戦の年に「コトヒラ工業」を設立しました。県内企業からの受注を拡大する一方、60年代には大手情報機器メーカーと取引をスタート。板金、機械加工分野で業績を伸ばし、現在も県内最大級の門型加工機をはじめ充実した設備を整え、県内トップクラスの実績を誇っています。

70年代初めに試作から手がけた大手住宅関連メーカーのユニットバスパネルが80年代に入り、ホテル・マンション用、戸建て住宅用と需要が急激に拡大。「コンピュータのダウンサイジングにより筐体の受注が徐々に減少していたため、ユニットバスパネルに人員を振り向けて対応する状況が20年ほど続きました」と手塚宏社長は振り返ります。短納期・低コスト・高品質を実現する生産ラインを自社開発するなど、生産体制の充実を図り、国内トップクラスのシェアを維持しています。

一方、リーマンショックによる受注減少を受け、以前から人材強化を図っていた自社製品開発に注力。バイオトイレなど環境衛生分野を中心に多彩な製品を生み出し、さらに大学などと共同で新たな製品開発に意欲的に取り組んでいます。「この2年間、自社製品の売上げが対前年比1.5倍ずつと大きく伸びています」。

熱電変換技術を支える試験機を開発

その一つが、ものづくり補助金に採択された「熱電変換モジュール耐久試験機」。

温度差があると電力が発生するという原理を使い、自動車エンジンやボイラーなどから排出され

る熱を回収し電気に変換する熱電変換モジュールの開発が大学や研究機関などで進んでいます。同社では試験装置の開発に10年ほど前から取り組み、その技術成果とソフト・ハード両面での課題解決により、2015年に高性能・高機能な熱電変換モジュール耐久試験機を開発。大学、企業などに10数台を納入しました。「熱電変換の研究は世界レベル。相当な市場があると期待しています」。

事業を成功に導くのは言うまでもなく人材の力。人材採用のための投資として、独身寮、マンション・戸建ての社宅の建設、リゾート会員権やゴルフ会員権の購入など福利厚生の実施を図り、採用効果を上げてきました。

「スポーツ枠」を設け、サッカー、野球、駅伝、バレーボール、ゴルフなど県レベルで活躍する選手を採用しているのもユニーク。「コトヒラ杯」としてジュニアのスポーツ大会を支援し、社会貢献とともに社員のモチベーションアップにもつな



高度な技術が分かる加工品サンプル

げています。

同社では今、本社敷地内に溶接、焼純、ブラスト、機械加工、測定、塗装まで一貫加工できる製缶工場を建設中。新工場完成で売上高140億円台の回復を目指しています。



ユニットバスパネルの生産ライン



県内最大級の門型加工機



コトヒラ工業株式会社

代表取締役社長 手塚 宏
創業 1940（昭和15）年
資本金 4,000万円
本社 東御市滋野1320



TEL0268-63-0001 FAX0268-63-0111
事業内容 板金、機械加工、配線組立、産業機械設計・製造、ソフト開発

長野県プロフェッショナル人材戦略拠点が開設されました

平成27年11月4日、長野県では地方創生の核となる「ひと」と「しごと」を創出することを目的に、県内中小企業の「攻めの経営」や「経営革新」への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現を促すことを目的として長野県経営者協会内に『長野県プロフェッショナル人材戦略拠点』を設置し、都市部の専門的な技術や知識などを持つプロフェッショナル人材の県内企業への還流を促進するとともに、県内企業の成長の実現に資するための事業を開始しました。

(1) 拠点運営に関する主な事業

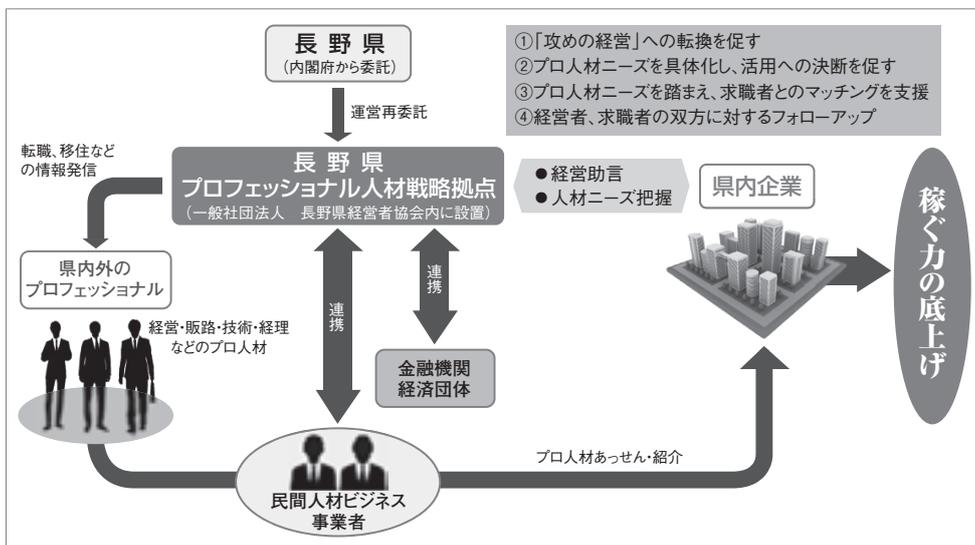
- 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置
- プロフェッショナル人材戦略マネージャーの配置
- 企業の人材ニーズを明確化、民間人材ビジネス事業者などへの求人情報提供など
- 拠点の円滑な運営や事業の促進を図るため、県内の金融機関、経済団体、産業支援機関、民間人材ビジネス事業者などと連携して長野県プロフェッショナル人材戦略協議会を設置

(2) 事業の周知、情報発信などの事業

- 転職・移住を検討している人材の集まる展示会への出展
- 県内企業経営者の意欲を喚起し、都市部のプロフェッショナル人材に長野県を強力にアピールするための宣伝などの実施

◆事業の流れ◆

- ステップ1** 地域企業の経営者との丁寧な対話を通じて、新事業や新販路の開拓など、積極的な「攻めの経営」への転換を後押しする。
- ステップ2** 地域金融機関や経済団体と連携し、プロフェッショナル人材活用についてのニーズを具体化する。
- ステップ3** ステップ2での人材ニーズを民間人材ビジネス事業者へ取り繋ぎ、プロフェッショナル人材とのマッチングをサポートする。
- ステップ4** プロフェッショナル人材の採用後も、金融機関や民間人材ビジネス事業者と連携し、経営者・人材双方に対してフォローアップを行う。



プロフェッショナル人材とは

企業において専門的な技術や知識などを修得し、県内企業の経営全般のサポートのほか、新事業展開、生産性向上などの個別課題に中心となって取り組み、企業の成長戦略を具現化していく人材。

お問合せ先 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点

TEL:026-238-2623 URL:<http://nagano-pro.com> E-mail:office@nagano-pro.com

小児科は「こども何でも科」



長野市 わかほこどもクリニック 院長 足立 浩

20年余りの勤務医生活を経て、昨年9月に小児科のクリニックを開業しました。小児科という標榜科目は「こども何でも科」と理解することもできて、なかなか奥深い名付け方だなど、改めて感じています。

小児科が内科から分化したのは、20世紀初頭、欧米の乳児院で死亡率改善のために栄養と感染症対策が急務とされたため、とも言われています。小児科には、もともと社会福祉的要素が内在しているのかも知れません。

さて、「何でも科」と言っても、小児科はこどもの内科疾患の診療が中心です。私の場合、外科的なものは擦り傷や肘内傷（肘が抜けた）、軽いやけどくらいしか診られません。

また小児科は、対象年齢が「新生児から中学生まで」と僅か15年に限られているにもかかわらず、こどもはこの間に心身ともに劇的な変化を遂げます。その間に予防接種や健診があり、こどもが罹りやすい病気も親御さんの心配の種類も、こどもを取り巻く環境も大きく変わります。そしていろいろな困難（病気を含めて）を経験しながら、こどもは逞しく成長していきます。その姿を親御さんとともに見守っていくことができるのは、私にとって最大の喜びです。小児科医だけが味わうことができる「特権」かな？と思います。

一方、不登校や心身症（現在は「身体表現性障害」と言うようです）で受診される患者さんが減らないことが、ずっと気にかかっています。引き金になる出来事や背景事情はそれぞれに異

なりませんが、私の前でうつむいているこどもに自分は何をしてあげられるのだろう、とその都度試行錯誤しています。

こどもの傍らに佇んでいてあげたい

当然のことながら、必要に応じて児童思春期精神科の専門医に相談したり紹介したりしていますが、状況が好転しないままいつしか来院しなくなってしまう子もいます。或いは定期的に通院してくれているのに目に見える成果を上げられず、申し訳ない気持ちを抱き続けている子もいます。

そういう場面に遭遇すると、「何でも科」と言いながらこどもの役に立てない無力感を感じます。でもせめて、私はその子が自ら歩み始める時まで傍らに佇んでいてあげたいと思います。こどもは必ず成長するのだから、明るい将来が待っていると信じて「時」を待とうと思います。

複雑な気持ちを抑えつつ「また来週ね」と声をかけカルテを閉じる…。そんなことも、時に、あります。



長野労働局からのお知らせ

平成28年4月1日から、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります。

詳しくは、お近くのハローワーク・長野労働局にご相談ください。

POINT1

- 障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定
- 必要があると認めるときは、各ハローワーク・長野労働局長から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○ 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否すること など
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○ 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○ 研修、現場実習をうけさせないこと ○ 食堂や休憩室の利用を認めない など

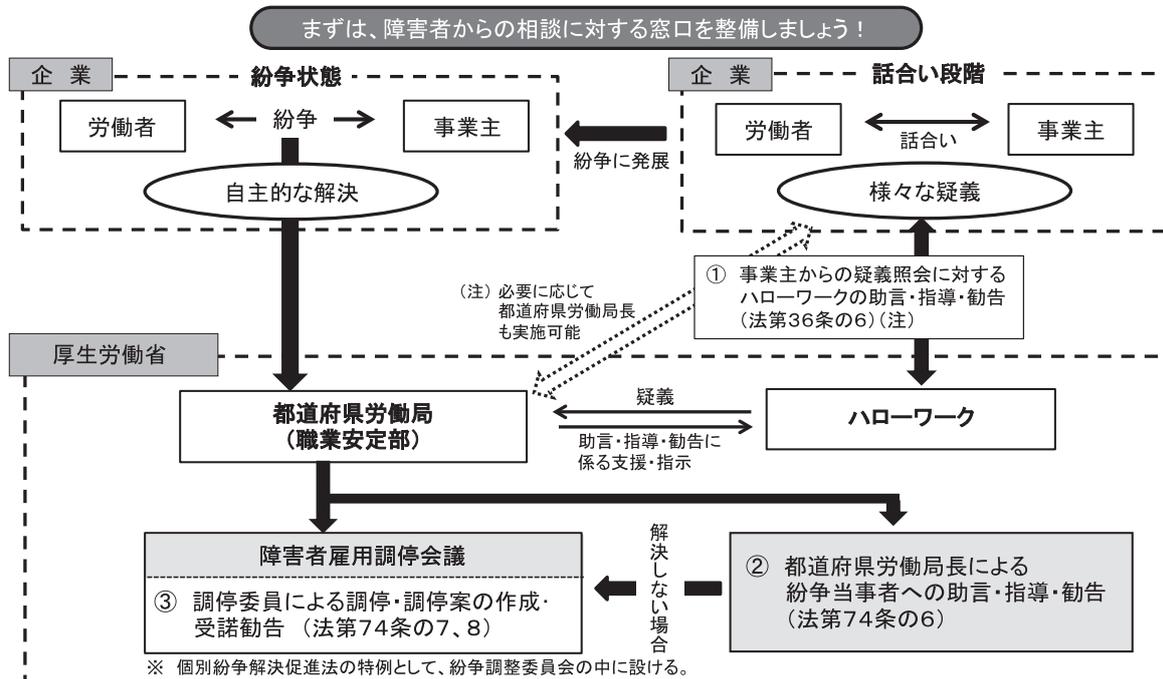
【合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	○ 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること など
施設の整備、援助を行う者の配置など	○ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○ 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること ○ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること など

事業主は、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされていますが、解決しない場合には……。

POINT2

- 事業主と障害者の間で話し合いが円滑に進まず、紛争に発展した場合、当該事項に係る紛争は、長野労働局長が 必要な助言、指導又は勧告をするとともに、新たに創設する調停制度の対象となります。



ビジネスチャンス・ナビ2020の 先行ユーザー登録が開始されました

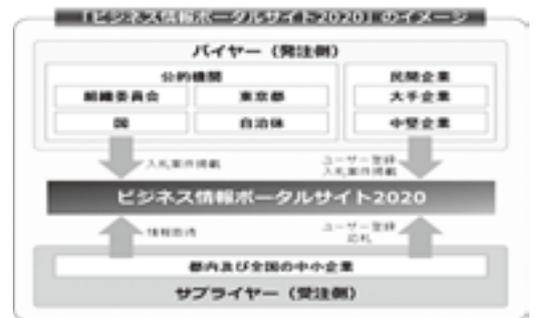


「ビジネスチャンス・ナビ2020」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とする官民の発注・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、中小企業の受注機会拡大を支援するものです。

平成28年度の本格稼働後、速やかに「ビジネスチャンス・ナビ2020」が利用できるよう、先行してユーザー登録の受付を開始いたしました。

◇東京2020大会を契機とする全国の中小企業の活性化を後押しします

東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、中小企業等の優れた技術・製品等の活用が一層進むよう、全国の中小企業等も対象として「中小企業世界発信プロジェクト」を実施します。



◇都内・全国の中小企業の受注機会の拡大を後押しします

1. 調達案件をはじめ、様々なビジネス情報を提供するポータルサイト（ビジネスチャンス・ナビ2020）を立上げ（平成28年4月頃を予定）
⇒ 全国の中小企業の優れた技術の活用を促進、ビジネス機会の拡大
2. 国と連携を図りながら、組織委員会、大手企業等に広くポータルサイトへの発注情報の掲載を働きかけるとともに、全国の中小企業にポータルサイトの登録・利用を呼びかけ
⇒ 各地方公共団体にプロジェクトへの理解・協力を依頼
- (例：中小企業に対するポータルサイトの周知)

◇新製品・新サービスの開発・販売を支援します

東京2020大会を契機に製品・サービスの開発を都内中小企業と日本各地の中小企業が連携して行う場合等に、開発や販路開拓を支援

【問い合わせ先】

〈長野県産業労働部 産業政策課〉

電話 026-232-0111（代表）

〈中小企業世界発信プロジェクト全般に関すること〉

東京都産業労働局商工部調整課計画係

松永・川崎 電話 03-5320-4744 FAX 03-5388-1461

〈利用登録ほか「ビジネスチャンス・ナビ2020」に関すること〉

中小企業世界発信プロジェクト推進協議会事務局

前田・高橋・関田 電話 03-5822-7239 FAX 03-5822-7238

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETCシステムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1台月額3万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合のETCクレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

ITS-TEA
一般財団法人 ITSサービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

ながの共済
生命医療共済

シニア共済

満60歳から入れる

生命医療共済(シニア選択緩和型)

この共済は簡易的(緩和型)な健康告知の採用により、投薬中の方や一定の罹患歴を有する方もお申込みいただけます。詳しくはパンフレットをご請求ください。

満85歳まで
継続保障

がん
による入院

病気
ケガ
による入院

がんによる
先進医療保障

月々
3,200円の
一律共済掛金

更に 死亡弔慰金

●加入年齢 満60歳~満75歳

●共済掛金 月額 3,200円

■保障の内容

		保障年齢区分		
		第1区分 60歳~64歳	第2区分 65歳~74歳	第3区分 75歳~85歳
共済金の種類	入院 給付金	初期入院給付金 (1日目~6日目) 5,000円	4,000円	2,500円
		継続入院給付金 (7日目以後) 3,500円	2,000円	1,500円
がんで入院されたら入院給付金に上乗せ				
がん入院 給付金	初期入院給付金 (1日目~6日目)	+5,000円	+4,000円	+2,500円
	継続入院給付金 (7日目以後)	+3,500円	+2,000円	+1,500円
がん先進医療給付金 [実費給付]		最高 3,000,000円	最高 2,000,000円	最高 1,000,000円
死亡弔慰金		100,000円	50,000円	30,000円

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

災害緊急特別保証について

災害などの緊急事態の発生により事業への影響を受けている中小企業者の皆さまの経営安定と資金繰りを支援します。

災害緊急特別保証の概要	
ご利用いただける方	次の災害等により影響を受けているまたは受けるおそれがある中小企業者 ① 平成26年台風第8号の接近に伴う大雨に係る災害 ② 御嶽山噴火に係る災害 ③ 平成26年長野県北部地震に係る災害 ④ 平成27年12月以降の雪不足による影響 ※上記は平成28年1月7日時点の保証対象者です。
保証限度額	8,000万円以内
対象資金	災害等の発生により必要な事業資金（運転資金・設備資金） ※既存保証口の借換も可能です。
責任共有	責任共有制度の対象
保証期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）
返済方法	期間1年超：元金均等返済 期間1年以内：元金均等返済または一括返済
信用保証料	年0.25%～1.70% ※通常より0.2%低い保証料率でご利用いただけます。 ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です。
貸付利率	金融機関所定の利率
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
担保	必要に応じて提供していただきます
添付書類	所定の申込資料の他「災害緊急特別保証制度 保証対象者確認書」 ※災害により受けている影響等を金融機関が確認のうえ作成します。
取扱期間	平成26年10月30日から当面の間 (ご利用いただける方の④は平成28年1月7日に追加されました。)

※信用保証料（通常より低い保証料率でご利用いただける制度となっております）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
災害緊急特別保証	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

経営者・役員・従業員とそこそご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。



従業員のための退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、安定した退職金準備ができる共済制度です。

- 特定退職金共済制度 引受保険会社
三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、一般扱 (口座振替月払等) でご契約いただくよりも、保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのために。

パートナーズプラン

従業員の皆さまの保障準備をサポートします。



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員さまのケガなどのリスクをカバーする保険です。

- 業務災害補償保険
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
取扱代理店 三井生命保険株式会社

* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込み取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 三井生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
http://www.mitsui-seimei.co.jp/

長野営業部	TEL:026-226-2820	東御営業部	TEL:0268-64-5413
松本営業部	TEL:0263-35-8519	佐久営業部	TEL:0267-62-0358
あづみ野営業部	TEL:0263-84-0256	飯田営業部	TEL:0265-24-4980
上田営業部	TEL:0268-24-2755	諏訪営業部	TEL:0266-52-1356

平成28年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎**理事会** 日時 平成28年4月21日(木) 午後0時30分 場所 長野市「ホテル信濃路」

◎**通常総代会** 日時 平成28年5月23日(月) 午後2時 場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。詳細につきましては後日ご案内致します。

事業者・従業員の皆さま

長野県・県内全77市町村

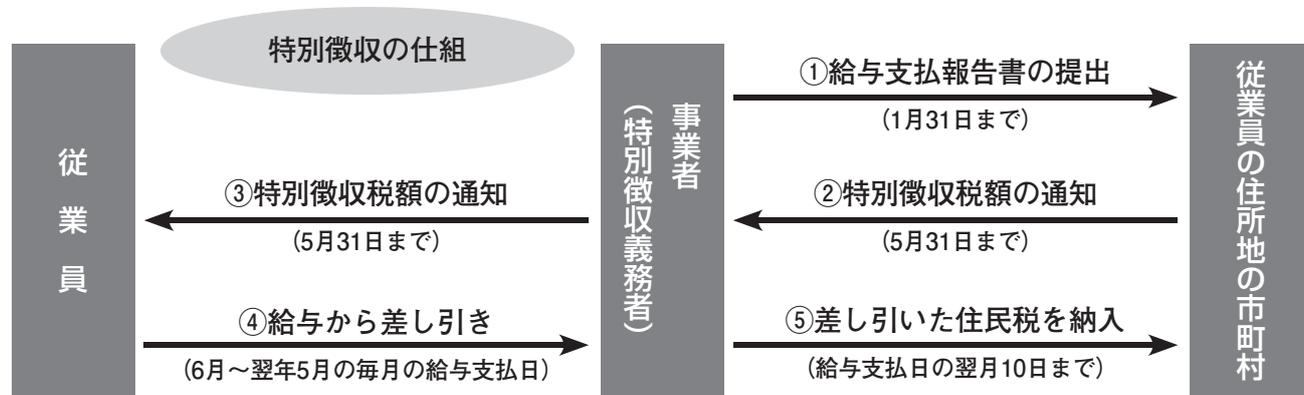
平成30年度から、原則全ての事業者が 個人住民税の特別徴収義務者に指定されます！

地方税法上、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り、従業員^(※)に代わって納税することとされています。

※原則として、アルバイト、パート等を含む全ての従業員です。

長野県と県内全77市町村は、平成30年度から原則全ての事業者を特別徴収義務者に指定し(特別徴収税額通知の送付)、特別徴収を行っていただく取組を全県的に実施します。

現在、特別徴収を行っていない事業者の皆さまは、特別徴収の実施準備をお願いします。



【お問合せ先】 県庁市町村課 (026-235-7068) 又は最寄りの市町村住民税担当課

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任 (CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。”
ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも**退職金制度**！
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。
【お問合せ先】(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 **中小企業レポート**
MONTHLY REPORT

2016

4

No.473

第473号 平成28年4月10日発行
購読料年間3,000円(消費税・送料込み)
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

地域の未来を 中小企業とともに。



\\ 話せるパートナー \\

商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利
(元本保証)

1年、2年、3年から
期間が選べる

\\ 安心、確実、お得に増やす \\

定期預金

マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11

TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6

TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル 1F TEL:0263-35-6211



人を思う。未来を思う。

商工中金